

# 高松市耐震改修促進計画（改正案）

平成20年3月

平成23年3月（改正）

平成25年11月（改正）

平成26年4月（改正）

平成28年3月（改正）

平成29年 月（改正予定）

高 松 市

# 目次

## 第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 4

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標の設定

- 1 住宅・建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 特に耐震化を図るべき建築物及び目標・・・・・・・・・・ 9

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 1 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針・・・・ 18
- 3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及・・・・・・・・ 20
- 4 地震時の総合的な安全対策の概要・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・ 24

## 第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

- 1 助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 融資制度・税制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

## 第5章 市有施設の耐震化に関する事項

- 1 耐震化を図る建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 耐震化に努める建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであった。

その後、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月に福岡県西方沖地震、平成19年7月に新潟県中越沖地震、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年3月の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、平成28年4月の熊本地震では、震度7の揺れが連続して発生し、約4万棟の住宅が全半壊、約4千6百棟の建物が被害を受けるなどの大きな被害が発生した。このように、我が国において、大規模な地震がいつどこでおきてもおかしくないとの認識が、熊本地震の発生によりさらに高まったものと考えている。

一方、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、今後30年間で70%と程度されており、ひとたび地震が発生すると被害は本市でも甚大なものになると想定されている。

平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進協議会において、住宅及び特定建築物（一定規模以上の多数の者が利用する建築物）の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられた。これらを受け、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示184号）」（以下「国の基本方針」）を示し、平成27年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を90%と設定した。

平成19年3月に県が香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）を策定、本市では、これらに基づき、「高松市耐震改修促進計画（平成20年3月）」（以下「当初計画」という。）を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、住宅・建

建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできた。

こうした中、国は平成28年3月25日付け国土交通省告示第529号により、平成32年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%と設定した基本方針を示し、この改正内容を踏まえ、同年12月に県が「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次県計画」という。）を策定した。

今般、本市の計画期間が平成28年3月をもって満了し、根拠となる法及び国の基本方針が改正され、同年12月に第二次県計画が策定されたことから、高松市地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的に推進するため、高松市耐震改修促進計画を改正するものである。

## 2 計画の目的

本計画は、法第6条第1項に基づき、本市における住宅・建築物の耐震化を促進し、近い将来発生が予測される南海トラフを震源とする大規模な地震による建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減することを目的とする。

## 3 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとする。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。

新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれる全ての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。
要安全確認計画記載建築物	避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたもの。
住宅	市内にある民間住宅で、戸建て、長屋建て及び併用（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）のものをいう。

#### 4 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針及び第二次県計画にあわせて、平成28年度から平成32年度までとする。なお、中間年度（平成30年度）及び計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行う。

#### 5 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来本市において被害が予想される地震として、

- (1) 南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）
- (2) 南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（L1）
- (3) 中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）を震源域とする地震
- (4) 長尾断層を震源域とする地震

が想定されている。

このうち、本計画では、想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）とする。その被害は次表のように想定されている。

南海トラフ<sup>※1</sup>を震源域とする海溝型地震による被害想定

(最大クラス<sup>※2</sup>)

(平成25年3月31日、8月28日公表、県被害想定による)

項目		被害想定結果
条件	震源域	南海トラフ
	モーメントマグニチュード <sup>※3</sup>	9.0
震度の予測	震度分布	5強～6強
	液状化危険度区分 <sup>※4</sup>	危険度Aの地域が広く分布。
	津波	主要な港での最高津波波高 約0.7～2.1m 最高津波水位 <sup>※5</sup> 3.8m
建物被害(全壊)	揺れによる被害	4,500棟
	液状化による被害	850棟
	津波による被害	380棟
	急傾斜地崩壊による被害	40棟
	地震火災による被害 (冬18時 <sup>※6</sup> )	390棟
	合計	約6,100棟
人的被害	死者(冬の深夜 <sup>※6</sup> )	1,200人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者290人)
	負傷者(冬の深夜 <sup>※6</sup> )	4,600人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者4,200人)
	避難者(冬の深夜 <sup>※6</sup> )	避難所
避難所以外		29,000人

(注意事項)

※1：南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」という。

そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝の溝である。

※2：最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりももっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波である。

※3：モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものであり、この岩盤のずれをもとに計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードという。

※4：液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い 危険度B：液状化危険度は高い

危険度C：液状化危険度は低い 危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5：最高津波水位

最高津波波高＋地盤沈降量＋塑望平均満潮位

※6：被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。



## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標の設定

### 1 住宅・建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の現状

平成25年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、市内の住宅数は、約17.7万戸となっている。

建設年代別に見ると、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約12.2万戸（69%）あり、それ以外の5.4万戸（31%）が昭和55年以前の旧耐震基準に従って建築された住宅である。

国の推計方法に準じて推計を行うと、この5.4万戸のうち1.6万戸は耐震性を有しているものと考えられる。

以上のことから、市内の住宅のうち、約13.9万戸（78%）が耐震性を有しており、平成25年度末の住宅の耐震化率は78%と推計した。

表2-1 住宅の耐震化の進捗状況

	平成15年度	平成20年度	平成25年度
総戸数	15.9万戸	16.4万戸	17.7万戸
耐震性あり	11.2万戸	12.5万戸	13.9万戸
耐震性なし	4.7万戸	3.9万戸	3.8万戸
耐震化率	70%	76%	78%

#### (2) 特定既存耐震不適格建築物で多数の者が利用する建築物

平成20年3月に策定した当初計画において、法第14条各号に掲げる建築物で大規模地震時災害対策本部や避難者の収容施設などの災害拠点施設として機能すべき建築物は、平成27年度の耐震化率の目標を90%及び100%と

していたが、その達成状況は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 当初計画に掲げた建築物の耐震化率の推移 (単位: %)

区 分			耐震化率 (達成率) の推移			耐震化率 の目標 (H27)
			H19	H24	H27	
特定 既存耐震不適格建築物で 多数の者が 利用するもの	災害対策本部等の 災害応急対策指 揮・実行・情報伝 達施設	国、県、市町の防 災拠点となる庁舎 警察本部、警察署 消防本部、消防署 など	76	85	89	100
	被災時の避難者の 収容施設	学校、体育館など	32	93	99	100
	被災時の救護施設	病院	66	66	72	90
	被災時の要援護者 施設	老人ホーム、身体 障害者福祉ホーム 保育所 など	77	96	98	90
	被災時の一時居住 施設	公営住宅など	73	86	93	90

※表中の区分に掲げる用途の規模

- ・小中学校、盲学校、聾学校、養護学校、老人ホーム等は階数が2以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの
- ・幼稚園、保育所等は階数が2以上かつ床面積が500㎡以上のもの
- ・体育館は階数に関係なく床面積が1,000㎡以上のもの
- ・その他のものは階数が3以上かつ床面積が1,000㎡以上のもの

次に、当初計画に掲げたもの以外の建築物で、法第14条各号に定めるもののうち、不特定多数の者が利用するもの（同法施行令第6条第2項の規定に基づき、階数が3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のものに限る。）の耐震化率は75%である。

なお、表2-3に当初計画に掲げた建築物及び不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）について、現状の耐震化率を示す。

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率（単位：％）

用途		耐震化率 (平成27年度末)	
多数の者が利用する建築物	当初計画に掲げる建築物	災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設	89
		被災時の避難者の収容施設	99
		避難時の救護施設	72
		被災時の要援護者施設	98
		被災時の一時居住施設	93
		小計①	95
	不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物	ホテル、旅館	80
		診療所	55
		物販店舗等	77
		劇場、博物館等	79
		飲食店等	88
		スポーツ練習場	63
		小計②	75
合計 (①+②)		91	

## 2 特に耐震化を図るべき建築物及び目標

### (1) 基本方針

本計画では、大規模地震発生時において、倒壊による多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する避難路沿道建築物の耐震化を重点的に進める。

また、県、市、関係団体等が連携して、住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を計画的に促進するとともに、市民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進する。

なお、想定される大規模な地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きい不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に取り組んでいく必要があり、特定既存耐震不適格建築物で、多数の者が利用する建築物について、積極的に耐震化を促進する。

## (2) 住宅

市民の生活基盤である住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、生命や財産を守ることはもとより、負傷者や避難者の減少や二次災害の発生を抑制するなど、発生後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き、積極的に耐震化を促進する。

当初計画において、住宅の耐震化率の目標を平成27年度末までに90%とされていたが、達成されていないため、改めて、5年後の平成32年度末までに90%以上となることを目標とする。

表2-4 耐震化率の現状と目標（単位：％）

区 分	現状の耐震化率 (平成27年度)	目標の耐震化率 (平成32年度)
住 宅	79	90

※平成27年度の住宅耐震化率は、平成25年度が78%と推計され、平成20年度の76%からの上昇率を換算し、79%と推計している。

## (3) 特定既存耐震不適格建築物

当初計画に掲げた建築物は、平成19年度の耐震化率から向上し、概ね目標を達成することができたが、当初計画に掲げたもの以外のものを含めた全対象施設では、平成27年度末時点の耐震化率は91%である。

大規模な地震発生時の被害軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、多数

の者が利用する建築物のより一層の耐震化が必要である。

このため、改正計画では、表2-5に掲げる用途、規模のものについて、耐震化率の目標を設定し、5年での達成を見込むとともに、用途別の目標も設定し、きめ細やかな施策を展開する。

表2-5 多数の者が利用する建築物

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等 (国、県、市の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)		階数3以上 かつ1,000㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上 及び1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校(幼稚園を除く)	階数3以上 及び1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上 かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上 かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上 かつ500㎡以上
病院、診療所		階数3以上 かつ1,000㎡以上
公営住宅等		
ホテル、旅館		階数3以上 かつ1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、 図書館		
飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、5年後の平成32年度末までに95%以上になることを目標とする。

表 2-6 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区 分	現状の耐震化率 (平成27年度)	目標の耐震化率 (平成32年度)
多数の者が利用する建築物	91%	95%

なお、多数の者が利用する建築物の用途ごとの耐震化率の目標を表 2-7 のとおり設定する。

表 2-7 耐震化率の現状と目標 (単位：%)

用 途	耐震化率 (平成 27 年度末)	耐震化率の目標 (平成 32 年度末)
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等	89	100
学校 (小学校、中学校等)	100	100
学校 (高等学校、大学等)	99	100
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	100	100
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	97	100
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	98	100
病院、診療所	67	81
公営住宅等	93	97
ホテル、旅館	80	85
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等	77	80
劇場、集会場、博物館、図書館等	86	100
飲食店等	88	94
ボーリング場その他これらに類する運動施設	63	75
全体の耐震化率	91	95

#### (4) 緊急輸送路沿いの建築物

D I D地区（人口 5,000 人以上を数える地域で約 4,000 人/k m<sup>2</sup>以上の国勢調査区が集合している地域）内で、香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち市内の道路（以下「緊急輸送道路」という。）沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

※緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

##### ・緊急輸送道路

##### ① 第1次輸送確保路線

広域的な輸送に必要な主要幹線道路

##### ② 第2次輸送確保路線

市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路

##### ③ 第3次輸送確保路線

第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

#### 1 役割分担

建築物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上需要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、香川県、本市並びに（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会及び（一社）香川県建設業協会などの建築関係団体は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有者とともに、耐震化を促進する。

##### （1）県の役割

###### ア 県耐震改修促進計画の策定

- ① 実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ② 施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ③ 市町の耐震化促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ④ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施

###### イ 耐震診断、耐震改修の推進及び促進

- ① 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ③ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ④ 民間住宅の耐震診断・改修への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ⑤ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助



- ⑥ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ⑦ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断への間接補助
- ⑧ 法に基づき指定する大規模な地震が発生した場合において、要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告義務付け、結果の公表
- ⑨ コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ⑩ 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ⑪ 大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6 mを超える天井部分で、水平投影面積が200 m<sup>2</sup>を超えるもの、かつ構成部材等の単位面積質量が2 kg/m<sup>2</sup>を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ⑫ 建築設備の耐震対策の指導
- ⑬ 家具の転倒防止対策の啓発
- ⑭ 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ⑮ 法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ⑯ 法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ⑰ 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ⑱ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告  
（⑭～⑱は、高松市域においては、所管行政庁である高松市が行う。）

#### ウ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導

- ③ 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ④ 耐震化に関する情報の提供
- ⑤ 県民向けの耐震対策講習会の開催
- ⑥ 建築士による無料相談会の定期的な開催

エ 市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及
- ② 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ③ 市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- ④ 市町及び建築関係団体が行う施策への協力
- ⑤ 耐震対策講習会受講者名簿の作成及び縦覧

(2) 市の役割

ア 市耐震改修促進計画の策定

- ① 住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ② 施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ③ 市の地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- ④ 支援制度の創設の検討

イ 耐震診断、耐震改修

- ① 市有建築物の耐震診断、耐震改修等の実施
- ② 民間住宅の耐震診断・改修への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含

む。)

- ③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ④ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ⑤ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助
- ⑥ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ⑦ コンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導
- ⑧ 大規模空間に架かる特定天井の脱落防止対策
- ⑨ 家具の転倒防止対策の促進
- ⑩ 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ⑪ 法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ⑫ 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ⑬ 建築基準法第10条に基づく勧告等

ウ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関する情報の提供、耐震化に関するパンフレット等の配布
- ③ 地域コミュニティ協議会等を活用しての耐震化の啓発

エ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 県が実施する耐震診断、耐震改修に関する講習会等への協力
- ② 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ③ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ④ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実

- ⑤ 地域コミュニティ協議会等との連携及び相互協力

### (3) 建築関係団体の役割

#### ア 耐震診断、耐震改修

- ① 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ② 県及び市が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ③ 家具の転倒防止対策の指導への協力

#### イ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置及び運営
- ② 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ③ 耐震化に関する情報の提供

#### ウ 技術者の養成

- ① 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ② 耐震改修の工法開発

### (4) 建築物の所有者等の役割

#### ア 耐震診断、耐震改修等の実施

一人ひとりが地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくように努める。

- ① 住宅・建築物の耐震診断
- ② 耐震診断の結果に応じた耐震改修等の実施
- ③ 総合的な対策として、コンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、建築設備の耐震対策
- ④ 地震に備え、地震保険への加入や家具の転倒防止対策

## 2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

### (1) 建築物の所有者等が実施する事業に対する支援

- ① 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）
- ② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ③ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助
- ④ 法に基づき指定する避難路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修等への補助
- ⑤ 技術的指導
- ⑥ 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導
- ⑦ 耐震化に関する情報の提供

### (2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

- ① 人口集中地域（D I D地区：人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/k<sup>2</sup>以上の国勢調査区が集合している地域）
- ② 法に基づき指定する避難路沿道地域
- ③ 地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

### (3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ① 住宅
- ② 緊急輸送道路沿道建築物
- ③ 要緊急安全確認大規模建築物
- ④ 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎

- ⑤ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ⑥ 災害時に救護施設となる病院
- ⑦ その他、特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物で表2-5に掲げるもの。

#### (4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

市は、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある下記の道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として定めるものとする。

- ① 地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路

なお、これらの道路は、住宅・建築物耐震改修事業において「平成32年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」とする。

### 3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及

#### (1) 相談体制の整備・情報の提供

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

#### (2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口で常備し、配布する。それらを活用し、市民に説明を行うとともに、コミュニティセンター等に配布し、啓発を実施している。また、耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報を通じて、市民に広く普及していくよう努める。

### (3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームとあわせて実施することが、有効な手段となる。このため融資制度や優遇税制、住宅の耐震化への補助制度の情報提供を行い、リフォームとあわせた耐震改修を行うよう誘導する。

### (4) 地域コミュニティ協議会等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携をして地震対策を講じることが重要である。市は、地域コミュニティ協議会や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため「高松市市政ふれあい出前トーク」の開催など要望に応じた必要な支援を行い啓発等に努める。

## 4 地震時の総合的な安全対策の概要

### (1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒により多くの死傷者がでた。

コンクリートブロック塀は特に市街地の住宅密集地域に多くあり、倒壊した場合には、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷きになり死傷する可能性がある。

地域コミュニティ協議会等や広報誌を通して危険なコンクリートブロック塀等の安全対策の啓発を行うとともに、防災パトロール等により危険なコンクリートブロック塀の所有者に対し改善指導等を行う。

## (2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部材の脱落防止対策

平成13年3月の芸予地震及び平成15年9月の十勝沖地震では、体育館の天井が落下し、負傷者がでた。

また、昭和53年6月の宮城県沖地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震では、窓ガラスが破損、落下して多くの負傷者がでた。

その後、平成23年3月の東日本大震災においても、同様の被害が発生している。

このため、大規模空間に架かる天井の脱落防止対策や、避難路や通学路に面する建築物の窓ガラス等の落下防止対策を講じる必要がある。

建築物防災査察等により天井材や窓ガラス等の非構造部材の脱落防止対策について指導・助言を行う。

## (3) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。

また、東日本大震災において住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で多数転倒したことを受け、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正され、転倒防止装置の基準が明確にされた。特に防災上重要な施設の建築設備の耐震対策や住宅の給湯設備の転落防止対策も重要である。

このため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要がある。

重点的に耐震化を図るべき建築物（住宅を除く。）を対象に、建築防災査察等



を活用し、建築設備の耐震化について指導・助言を行う。

#### (4) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、場合によっては、死傷する可能性があり、また、避難時の妨げになる。

このため、地域コミュニティ協議会等や広報誌を通して情報提供するなど、身近な住宅の耐震対策として、家具の固定等の転倒防止対策を促進する。

#### (5) エレベーターの地震防災対策

平成21年9月に施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められている。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、建築物の所有者等に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置の整備や改良の必要性について啓発し、必要に応じて改善指導を行う。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正に伴い、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター及びエスカレーターについても必要に応じて改善指導を行う。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路

第二次県計画においては、地震発生時に通行を確保すべき道路として、「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」及び「市町の地域防災計画に定める避難路」を平成32年度までに沿道の住宅・建築物の耐震化を図ることが必要な道路として指定している。

本市においても、第二次県計画同様、平成32年度までに沿道の住宅・建築物の耐震化を図ることが必要な道路として、高松市内の「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」（緊急輸送道路）及び「高松市地域防災計画に定める避難路」を指定するとともに、そのうち、高松市内の「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」（緊急輸送道路）については、法第6条第3項第2号の規定により地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する。

## 第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

### 1 助成制度

#### (1) 助成制度の概要

##### ア 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路のうち、特に市が指定した路線の沿道の一定の条件を満たす住宅・建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・耐震改修等（住宅を除く。）の助成を行う。

##### イ 住宅

一定の条件を満たす住宅に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・耐震改修（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）の助成を行う。

##### ウ 要緊急安全確認大規模建築物

一定の条件を満たす法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、補強設計・耐震改修等の助成を行う。

##### エ 要安全確認計画記載建築物

法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物に対して、国の補助制度を活用し、県とともに、市の予算の範囲内で、耐震診断・補強設計・耐震改修等（住宅を除く。）の助成を行う。

#### (2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

## 2 融資制度・税制度

### (1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

### (2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努める。

#### ア 住宅に係る税制度

所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、その費用の一定割合相当額を税額から控除

固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額

#### イ 事業用建築物

所得税及び法人税：事業者が行う特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事で法による認定を受けたものについて、その一定割合を特別償却可能

※融資制度、税制度については、高松市耐震改修促進計画改正時のものであり、制度が変更になる場合がある。

## 第5章 市有施設の耐震化に関する事項

### 1 耐震化を図る建築物

市有施設について、地震等の大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設（防災拠点施設）を優先的に、耐震化を推進する。

① 災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設

- ・災害本部設置庁舎
- ・支所等

② 避難場所に指定されている施設

- ・体育館、コミュニティセンター等

③ 救護施設

- ・病院、診療所、保健センター等

④ 要援護者施設

- ・社会福祉施設等

⑤ その他

- ・消防署所等

防災拠点施設の耐震化の目標は次のとおりです。

	現在の耐震化率（％） （平成27年度）	目標の耐震化率（％） （平成32年度）
防災拠点施設	99	100

※木造以外の建築物で、2階以上又は延べ面積が200㎡を超えるもの。  
※建て替えを予定している建築物、あり方を検討している建築物は除く。

## 2 耐震化に努める建築物

### (1) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条各号に規定する建築物）

既存耐震不適格建築物の所有者は、法第14条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされている。本計画の第2章、2「特に耐震化を図るべき建築物及び目標」を念頭に置き、法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

### (2) その他の市有施設

その他の市有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。